

徳島県告示第百五十七号

平成二十三年徳島県告示第百八十号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

二中「（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「（令和五年総務省告示第二百五十六号）」に改める。